



所 管	建設部リニア都市計画局建築住宅課		
担 当	吉村	問い合わせ	0573-26-6840

報 道 機 関 各 位

## 市営住宅などの入居手続きにおける連帯保証人の免除 について

現在、市営住宅などに入居する際は、連帯保証人を2人定めることになっていますが、入居希望者の生活状況によっては、連帯保証人の確保が困難な場合があります。この制度が入居の障壁となるケースが見受けられます。

このような状況から、居住場所を必要とする方が、円滑に入居できるよう、下記に当てはまる方は、連帯保証人の連署を免除する制度を設けました。広く周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 免除の対象

- (1) 生活保護により住宅扶助の受給者で、市が入居者に代わって家賃の代理納付をすることに同意される方
- (2) 配偶者や元配偶者などから暴力を受け、次のいずれかに該当するもの  
ア 一時保護施設や女性自立支援施設での保護が終了してから5年以内の方  
イ 裁判所に「保護命令」を申し立て、その命令が出てから5年以内の方
- (3) 次のいずれかに該当する法人と家賃債務保証契約を締結している方  
ア 国の登録により「家賃債務保証業登録簿」に記載されている法人  
イ 岐阜県が指定している「住宅確保要配慮者居住支援法人」

#### 2. 免除の申請

免除を受けようとする方は、緊急時の連絡先として入居者以外で連絡を取ることができる方1人を指定し、建築住宅課に提出します。

#### 3. 開始日 令和8年4月1日